

【白梅ヘルパーステーション 利用料一覧】 平成 27 年 4 月より適用

1. 介護サービス(1回あたり) 当事業所は特定事業所加算(Ⅱ)を算定します。(単位:円)

所要時間	身体介護中心型		所要時間	生活援助中心型	
	通常	夜間早朝		通常	夜間早朝
20分～0.5時間	270	337	20分～45分	201	252
0.5～1.0時間	427	534	45分以上	248	309
1.0～1.5時間	620	776		—	—
1.5～2.0時間	708	886		—	—
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護給付月額合計に4.8%加算されます。				
初回加算	200		初回月にサービス提供責任者がサービス提供又は同行訪問した場合。または過去二月の利用実績がなく、再び利用を開始した場合。		
緊急時訪問介護加算	100		利用者、家族等から要請があり、介護支援専門員が必要と認め、77円にない身体介護を行った場合		
中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算	所定単位の5%割増		通常の実施地域を越えて、厚生労働大臣の指定する中山間地域等から利用される場合に加算されます。その場合に介護保険給付外の交通費は徴収いたしません。		
備 考	<p>1. 事業所の都合により、利用希望時間に対応できない場合があります。</p> <p>2. 訪問介護員を同時に2名派遣する場合は、2倍の費用がかかります。</p> <p>3. 身体介護中心型のサービスを利用後、20分以上 45分未満の生活援助を利用された場合、77円割増されます。45分以上の生活援助を利用された場合、さらに77円割増されます。</p> <p>4. 2時間以上の場合も30分ごとに、83単位×10%割増されます。</p>				

2. 介護予防サービス(月額) (単位:円)

区 分	要支援1	要支援2	利用頻度	費用
介護予防訪問介護(Ⅰ)	○	○	週1回程度の利用	1,168
介護予防訪問介護(Ⅱ)	○	○	週2回程度の利用	2,335
介護予防訪問介護(Ⅲ)	×	○	週2回を超える利用が必要	3,704
介護職員処遇改善加算Ⅱ	介護給付月額合計に4.8%加算されます。			
初回加算	200		介護サービスと同様	
中山間地域等に居住する利用者へのサービス提供加算	所定単位の5%割増		介護サービスと同様	
備 考	<p>1. 区分の位置付けは、指定介護予防支援事業者により作成された、介護予防サービス計画において、サービス担当者会議によって得られた専門的見地からの意見を勘案して、1週あたりのサービス提供頻度が決められます。</p> <p>2. 1回あたりのサービス提供時間は、介護予防サービス計画において設定された目標等を勘案し、必要な程度の量を事業所が作成する介護予防訪問介護計画に位置付けるものとし、ただし、利用者の状態の変化、目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて変更することができます。</p>			

3. その他(介護保険の対象とならない費用)

区分支給限度基準額を超えるサービス	やむを得ない理由により、区分支給限度基準額を超えての利用(保険外の利用)も可能です。その場合、全額の自己負担(10割)となります。
交通費	通常の実施地域(水俣市)を超える地域の利用も可能です。その場合、実施地域を超えたところから、片道1kmあたり、37円の費用が割増されます。